

第 2 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年4月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（15名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	11 番 皆 川 重 文
12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成一	17 番 皆 川 晃
21 番 加 倉 井 幸 夫	22 番 大 圖 金 雄	23 番 小 島 雄 一

欠席委員（9名）

2 番 高 橋 基	10 番 安 藏 久 男	13 番 市 村 正 司
14 番 吉 澤 勇	15 番 笹 沼 恭 一	18 番 伊 藤 明 美
19 番 軍 地 美 代	20 番 高 安 幸 一	24 番 外 岡 健 寿

事務局

事 務 局 長	横 山 英 雄	次 長	吉 川 正 浩
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	関 拓 也	農 地 係	塚 田 一 平

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第7号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

報告第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻前ではございますが、参加予定の委員さん全員ご出席ですので、本日は皆川会長代理から開会をお願いいたします。

会長代理 おはようございます。

甚だ自分事で申し訳ないんですが、働き過ぎかなとは思いますが、腰から尾てい骨、左足にかけて痛みがあり、着座での挨拶とさせていただきますことをお許し願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症やウクライナの侵略戦争など、気持ちがふさぐ話題が多いですが、季節は変わり、暖かく明るい日差しの春を感じる今日この頃でございます。

また、本日もさくら通りから広い道路へと来ましたらば、逆川沿いに、本当にもう美しい花が一面に咲いております。

また、気候もここ1週間、暖かい30度近い気温が続いておりまして、稲の種を早く播いた方は苗が伸び過ぎてしまってどうしようもないというような困り事もあるのではないかなと思います。

明日からは気温もぐっと下がり、最高気温が15度前後ということなので、苗の徒長は幾らか抑えられるかなというような気もいたしております。

議 長 それでは、ただいまより第22回水戸市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は15名、欠席委員は9名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

21番加倉井幸夫委員、22番大圖金雄委員をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、審議総括表について事務局から説明させていただきます。

事務局 第22回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が16件，農地法第4条の審議案件が7件，農地法第5条の審議案件が27件，相続税の納税猶予に係る適格証明願が1件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が10件，農地法第4条の届出が4件，農地法第5条の届出が20件，制限除外の農地の移動届出が2件，農地改良協議が2件，登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして92件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見できませんので，調査の上，代理発言を11番皆川重文委員をお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。19番，軍地委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当とのことでございますので，ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたしますが、この案件は加倉井委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(加倉井幸夫委員退席)

議 長 事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。10番、安藏委員の代理発言となります。
安藏委員からは、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるという報告をいただいております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。それでは、加倉井委員に着席を求めます。
(加倉井幸夫委員着席)

議 長 次に、第5項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可といたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。12番、浅井委員の案件も含まれますが、まとめて発言いたします。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 それでは、関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。2番、高橋基委員の代理として発言をいたします。
第10項のこの案件について調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われるとの発言を受けております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。第11項についても、2番、高橋基委員の代理として発言をいたします。
この案件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるとのこと
でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。第12項についても、2番、高橋基委員の代理として発言をいたします。

この第12項について調査検討したところ、法令に照らし許可相当との発言を受けております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。13項についても、2番、高橋基委員の代理として発言をいたします。

この案件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。19番の軍地委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのごことでございますので、ご審議よ

ろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当でありますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局より説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は市街化の傾向が著しく、宅地が連担していることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に

囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えて

の申請でございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第1種

農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思料

されます。

なお、議案書発送時には備考欄に記載のとおり農振除外見込みでありましたが、令和4年4月11日付で農振除外が済んでいることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるということですので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。申請地は農用地区域内の農地でございますが、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業用施設用地への用途区分変更がなされております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるということですので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第7項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見ではございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますが、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項、第3項は関連がありますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第2項及び第3項は関連がございますので、併せて説明いたします。

契約内容は、第2項が売買で、第3項が使用貸借であります。申請人は、不動産業を営んでおりますが、市街地に近く立地条件がよいので、特定建築条件つき売買予定地にし、併せて付随する道路を補強するため、道路法面を整備したい旨の申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第2項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見を願います。

皆川(重)委員 11番、皆川です。この案件は、17番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当とのことでございますので、ご審議よろしく願います。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますが、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、第2項については3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

続きまして、第4項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。19番，軍地委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますの
で，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地の一部は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と小中学校があることから、農地区分は第3種農地及び市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地の一部は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と小中学校があることから、農地区分は第3種農地及び市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。17番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。20番、高安委員の代理発言となります。

高安委員からは調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますとの報告をいただいております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第14項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、申請地は令和4年2月4日に許可済地であります。夫婦連名での許可を受けたく、一度許可を取消しの上再申請されたものでございます。また、建築指導課に開発許可の変更届出が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

続きまして, 第17項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第17項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がり
のある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行
規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第18項及び第19項は関連がありますので, まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第18項及び第19項でございますが、関連がございますので、併せて説明いたします。

契約内容は両案件とも売買でございます。受人は飲食業を経営しており、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので、本店近くに事務所併用住宅を建築し、併せて従業員等の駐車場が不足するため、駐車場を設置し、会社へ貸し付けたい旨の申請でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、第18項は、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますとのことですので、ご審議よろしく願います。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項及び第21項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第20項及び第21項は、関連がございますので、併せて説明いたします。

契約内容は両案件とも売買でございます。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なため、住家を新築し、併せて敷地が狭いため、駐車場を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、第20項は、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答

を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるとのことですので, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。また, 議案書発送時には備考欄に記載のとおり農振除外見込みでありましたが, 令和4年4月11日付で農振除外が済んでいることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるとのことですので, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 12番、浅井です。調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第24項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

小島委員 23番、小島です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議を願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番、小島です。

この案件についての調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第27項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第27項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

続きまして，議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程します。

事務局から説明させていただきます。

事務局 それでは、議案の説明の前に、相続税の納税猶予について説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予の制度は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続した者が農業を継続する場合又は相続した農地を農業経営基盤強化促進法、いわゆる利用権の設定により貸し付ける場合、相続人が農地として利用し続ける限り相続人に課税される相続税の納税が猶予される制度です。

相続税の納税猶予の免除につきましては、市街化区域と市街化調整区域では条件が異なります。

まず、市街化区域の場合、相続した農地を今後20年間農地として相続人自らが耕作することにより、相続税が免除されます。一方、市街化調整区域につきましては、農地として利用する期間は終身継続となり、そのことにより納税が免除されることとなります。

また、適用を受けるには、相続発生時から10か月以内に申告しなければならないとされております。

それでは、第1項について説明いたします。

相続人は被相続人から農地を相続し、現在農地として利用されており、納税猶予を受けるため、今回、相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。

なお、願出の土地は、市街化区域の農地が3,579平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。10番、安藏委員の代理発言となります。

安藏委員からは、調査検討した結果適格者であるとの報告をいただいております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課，倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料，別紙1をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは，令和4年農用地利用集積計画書（案）の集計について，内容を申し上げます。

表の1段目から4段目，それぞれの期間ごとの設定につきましては，各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては，田が21万2,156平方メートル，うち再設定が14万8,031平方メートル，畑が5万7,561平方メートル，うち再設定が1万3,193平方メートルで，設定者74名，取得者42名，うち再設定の設定者40名，取得者26名でございます。利用権設定日は令和4年4月20日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

また，中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては，最終ページに記載がございますので，各自でご確認ください。

議案第5号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等ございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたしました。

次に，議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明させていただきます。

事業担当課 お手元の資料，別紙2をご覧ください。

それでは，議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目，それぞれの期間ごとの設定につきましては，各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては，畑が1万1,723平方メートルで再設定，設定者1

名，取得者2名でございます。

なお，設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は，令和4年7月1日に予定されております。

また，農用地利用配分計画の一覧につきましては，次のページから記載がおりますので，各自でご確認ください。

以上につきまして，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，意見なしで回答することに決定いたします。

その他としまして，担当課から報告があります。

事業担当課 令和4年度から，農地の集積担当が変わることになりまして，この場を借りてご紹介させていただきたいと思っております。

事業担当課 農政課の伊澤でございます。今後担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

事業担当課 以上になります。

議 長 それでは，次に，議案第7号 水戸市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について上程をします。

事業担当課から説明させていただきます。

事業担当課 それでは，事前に郵送させていただいております，お手元の別紙3，議案第7号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について，A3版の資料でございます，それと本日配付いたしました，別紙4，水戸・勝田都市計画 県庁南地区地区計画についてというカラー刷りの冊子，この2つをご用意ください。

初めに，別紙3，A3版の表紙をめくっていただき，1ページ目をご覧ください。

丸で囲みました箇所において、本市では、まちづくりのルールである地区計画という計画を策定を計画しております。それに伴い、農業振興地域整備計画の変更を行うものでございます。

まず、地区計画の概要について説明いたします。

事業担当課 それでは、別紙4についてご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙4をご覧ください。

県庁南地区におきまして、都市化の無秩序な進行を抑制し、周辺環境と調和した良好な住居環境の形成を目的として、まちづくりのルールである地区計画の制度を活用してまいります。

地区計画の主な内容ですが、地区内を低層住宅地区、沿道地区の2つに区分し、各地区において建築可能な建物用途、形態等を定めるとともに、地区施設として道路と公園を定めてまいります。

詳細な内容につきましては、別紙4、2ページ目をご覧ください。

説明は以上でございます。

事業担当課 それでは、別紙3に戻っていただきまして、別紙3の2ページ目をお開きください。

地区計画区域が太枠で囲ってございますが、この中で農振農用地として定めておりますのが、黒塗りの農地でございます。そちらの一覧表が右側の地番となっております。

今回、協議の内容として、変更目的は、県庁南地区地区計画策定のためでございます。変更区分は農振農用地からの除外でございます。

こちら、理由といたしまして、都市計画法に基づいて地区計画というのが定められるんですが、この都市計画法の運用指針等におきまして、地区計画設定区域には農振農用地を含めるべきではないということとされているため、今回、農振農用地から除外を行うものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席とさせていただきます。

次に、報告事項について、事務局から説明させていただきます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第22回総会を閉会いたします。

長時間ご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時20分